

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の実現について

(1) 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

また、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を主体的に果たせるよう、地方自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、自由度の高い制度を早期に構築すること。

(2) 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る基礎自治体への権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置を講じること。

(3) 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、第1次一括法及び第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

(4) 国と地方の二重行政を解消する見地等から、国の出先機関の見直し等について検討を進めること。

なお、検討に当たっては、広域的災害対策等についても十分議論するとともに、指定都市の区域内の事務権限については、指定都市に一元的に直接移譲すること。

(5) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を

拡大するとともに、税源の偏在が少なく税収が安定している地方消費税を拡充すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

- (6) 地方自治体の裁量権及び条例制定権等の拡大を図るため、地方自治法については、都市自治体の意見を十分踏まえ、地方自治体の組織・運営等に関する規定は大枠にとどめることを基本として、抜本的に改正すること。

また、住民訴訟制度における首長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するとともに、賠償額に制限を設けることについて早急に検討を行い、早期に制度改正を行うこと。

なお、農業用施設や山林等の管理を行っている地縁によらない団体が、権利能力を取得することができる制度を創設するなど、円滑な土地活用のための法令を整備すること。

- (7) 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図り、事前に十分検討を深めること。

- (8) 社会保障と税に関わる番号制度や地方公務員の労使関係制度等、新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、国と地方の協議の場など、事前に地方公共団体と十分協議すること。

また、地方への速やかな情報提供や十分な準備期間の確保を行うとともに、国民への周知等を図ること。

さらに、システム改修等の準備経費を含め、地方に新たな負担が生じないようにすること。

- (9) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。

- (10) 少子高齢化や人口減少等により、国民の負担はますます重くなっている現状において、歳出削減について国権の最高機関である国会自らが範を示すべきであることから、速やかに国会議員の定数を削減すること。

2. 広域行政について

- (1) 広域行政圏計画策定要綱廃止後においても引き続き、広域行政圏における振興整備等広域行政施策の取り組みに対して適切な支援策を講じること。
- (2) 定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、広域連携に係る積極的な支援措置を講じること。
- (3) 定住自立圏構想について、中心市の要件を地域の実情に合った弾力的なものとする等、制度の見直しを行うとともに、定住自立圏に対する支援内容及び財政措置の充実強化を図ること。

3. 地方議会議員年金制度の廃止に伴う公費負担について

地方議会議員年金制度の廃止に係る費用については、地方交付税の不交付団体も含めて各都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、国において、適確な財政措置を講じること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行後の支援に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

- (1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備の維持管理について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 携帯電話事業者に対し、中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送移行後の支援

- (1) 地上デジタルテレビ放送移行後も継続して、全ての市民が放送を受信できるよう、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境の整備を行うとともに、高齢者世帯や低所得世帯等に対し受信機器購入等に対する支援措置を継続すること。

特に、電波障害のある地域等の条件不利地域や新たな難視聴地域においては、CATVの活用や中継局及び共聴施設の整備・維持管理・改修など、難視聴対策に万全の措置を講じるとともに、恒久的に良好な状態での視聴を可能とすること。

- (2) CATV事業者に対し、地上デジタル放送のみの再送信サービスの提供並びにCATVのみでしか視聴できない地域については、利用料金を減額するよう要請すること。
- (3) 不要となったアナログテレビの共同受信施設の撤去について、財政支援措置を講じること。

3. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、都市自治体と事前に十分協議すること。またその便益を広く国民に周知し理解を求め、事務の正確性の確保や個人情報の保護に万全の対策を講じるとともに、実施に当たっては、市町村の準備に必要な期間を十分確保すること。

4. ICTを利活用した地域の安全・安心の確保や地域経済の活性化、医療・福祉・教育等の分野におけるサービス開発等、都市自治体が地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、必要な人材の育成とノウハウの提供、都市自治体への財政支援等、ICT施策推進に係る支援制度の充実を図ること。

また、地域情報プラットフォームを活用した情報システムの導入に対する財政措置を講じること。

5. インターネットを利用した登記情報提供サービスについて、都市自治体を利用する場合においては、利用料金を免除するよう適切な措置を講じること。

6. 法務局が所有する旧土地台帳付属地図（公図）の電子データについて、都市自治体への提供を可能とするよう、必要な措置を講じること。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題について、「拉致問題の早期解決なくして日朝国交正常化はあり得ない」という基本方針を堅持し、再調査の早期実施と被害者全員の即時帰国の実現及び拉致の疑いが濃厚な特定失踪者等の行方の解明を含めた拉致問題の真相解明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。
2. 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害復旧等に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、体制を堅持するとともに、今次の東日本大震災を踏まえ、さらに一層の機能増強を図ること。
3. 防衛施設周辺における防音工事については、助成対象の拡充を図ること。また、駐留軍等の再編に係る交付金制度については、その交付期間を延長すること。

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村等に対する財政措置等について

合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置や障害を除去するための措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延長を図るなど、引き続き合併市町村における一体的な振興を図るための事業が実施できるようにすること。

2. 合併特例債の延長等について

- (1) 東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併特例債の発行可能期間の延長措置を講じる法律案の早期成立を図ること。
- (2) 合併特例債については、公共施設の維持補修や解体撤去費用についても対象とするなど地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう適切な措置を講じること。
- (3) 基金造成分に係る合併特例債の発行限度額については、地域の実情を踏まえて発行できるようにするとともに、償還後においては、それぞれの都市の実情に応じて活用できるようにすること。
- (4) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を適切に確保すること。

過疎対策の推進に関する提言

過疎対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 過疎地域自立促進特別措置法は平成 27 年度末までの法期限となっているが、東日本大震災により被災市等の過疎債事業の大幅な遅れが想定されるので、延長を行うこと。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理や住民基本台帳カードの普及促進に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること
3. 東日本大震災において、多くの市町村が戸籍及び住民基本台帳のデータを滅失したことにより多大な影響が生じたことから、戸籍及び住民基本台帳のデータにおいては、万一の大災害にも耐えうるよう、広域的なデータのバックアップ体制の確立及びその運用のための支援措置を講じること。
4. 新たな外国人住民に係る住民基本台帳について
 - (1) 政省令やシステム改修に伴う標準仕様書等の詳細な内容について、早急かつ適切な情報提供を行うとともに、新たな外国人住民に係る住民基本台帳の整備に要する経費等については、財政負担が生じないよう、十分な措置を講じること。
また、新制度へ円滑に移行できるよう具体的なスケジュールの内容を早急に示すとともに十分な準備期間を設けること。
 - (2) 外国人に対して、新制度の周知・啓発を行うなど、その運用に支障が生じないよう、財政措置等を含め万全な措置を講じるとともに、在留カード等の表記方法については、窓口が混乱することのないよう、適切な措置を講じること。
5. 外国人住民を対象とした日本語教育等の充実、外国人の子どもを受け入れる公立学校への支援、外国人学校の法的位置づけの明確化、より一層明確な「外国人受入れ方針」の策定、その方針を推進する組織の設置など外国人に関する施策を総合的に推進するとともに、新たな在留カードの常時携帯義務の見直し、各種申請等に係る義務年齢の引上げ等、在留外国人の負担軽減を図ること。

6. 民法第 772 条第 2 項いわゆる 300 日規定にかかる出生届について、実情に即して受理することができるよう法改正を含め所要の措置を講じること。

7. 養子縁組制度を悪用した虚偽の養子縁組の届出を未然に防止するよう、適切な対策を講じること。

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. インターネットにおける人権侵害を予防するため、より実効性のある制度を確立するとともに、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。
4. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図るとともに、更生保護施設の整備に要する経費については、国において適切な支援措置を講じること。
5. 裁判員候補者等に対して支給される日当については、個々の生活実態に応じて、適切な額となるよう見直すこと。

子ども・若者の健全育成に関する提言

昨今、複雑多様化、深刻化が進む子ども・若者をとりまく問題に対する取り組みの充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」や「子ども・若者総合相談センター」の運営費や支援事業の実施等に対し、財政措置を講じること。
2. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の改正により、少年のシンナー等の薬物乱用及び暴力団による密売等の違法な販売に関する取締体制を強化するとともに、薬物の危険性・有害性について住民への啓発を行うこと。

北方領土の早期返還、竹島に関する広報活動の推進 に関する提言

北方領土の早期返還及び竹島に関する広報活動の推進のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3) 「改正北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの交流等事業を着実に推進すること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実現について万全を期すこと。

2. 竹島に関する広報活動の推進について

- (1) 北方領土と同様に、内閣府において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を設置すること。

地籍調査等及び統計調査の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、調査に係る職員の人件費を国庫補助の対象とする等、必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、山林部調査に係る技術的支援を行うとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じること。

2. 山地番・耕地番の解消作業に当たっては、住民に対し、これまでの経緯と解消に伴い必要となる各種手続きなどの周知を行うとともに、解消作業手続きの簡素化及び対象経費に係る措置を講じること。

3. 国勢調査や統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できるよう、所要額を適正に措置すること。また、国の統計功績者表彰における推薦枠を拡大すること。

4. 基幹統計調査について、統計調査結果の早期公表に向けた取り組みを推進するとともに、集計結果を市町村単位で活用できるようにすること。

また、調査を実施する市町村において、その調査結果が活用できるよう法制度を見直すとともに、調査情報を利用するための手続きを各府省で統一し、簡略化すること。

選挙制度に関する提言

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国政選挙に係る執行経費については、その事務の性質から地方自治体に負担が生じることがないように、また、適切な選挙執行がなされるよう、適正な基本額の設定を行うとともに、所要額を適切に確保し措置すること。
2. 市区長選挙について、法に規定されたビラ（マニフェスト）の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方の財政自主権の拡充

真の分権型社会の実現に向け、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分とすることが必要である。

については、次の措置を講じること。

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

その際、税源の偏在是正だけに着目した地方税による税収配分の調整は行わないこと。

- ② 社会保障と税の一体改革に当たっては、都市自治体が社会保障制度において果たしている役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税率の引上げなどにより、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、当該財政需要を的確に地方財政計画に積み上げ、必要な一般財源総額を確保することにより、都市税財源の充実強化を図ること。

また、「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を最大限尊重すること。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

3. 車体課税の維持確保

自動車重量税及び自動車取得税の車体課税については、極めて厳しい都市自治体の状況及び地球温暖化対策の観点から、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持するとともに、現行のエコカー減税導入前の税込水準が確保されるよう措置すること。

4. 都市税源の充実強化

以下の事項について、充実強化を図ること。

(1) 個人住民税

- ① 都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実させること。
- ② 個人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格を踏まえ、その税率を引き上げること。
- ③ 個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

また、人的控除の見直しに当たっては、個人住民税と所得税の税体系上の整合性の観点等を踏まえて検討すること。

(2) 法人住民税

- ① 法人所得課税については、法人の活動と都市行政との関わり大きさ、都市税源としての重要性等に鑑み、法人住民税として都市自治体への配分を充実すること。

また、国の施策として法人実効税率の引下げを行う場合は、個別団体において減収となることがないよう国の責任において確実に措置すること。

- ② 法人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格や長期にわたり見直しがさ

れていない現状を踏まえ、その税率を引き上げること。

- ③ 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来す等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 固定資産税

- ① 固定資産税の平成 24 年度評価替えにおいて、大幅な減収が見込まれることから、合理性が低下した課税標準の特例措置等については、抜本的な見直しを図ること。
- ② 固定資産税は、税源の偏在性も少なく、行政サービスの提供を支える上で重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図るため、商業地等に係る固定資産税の負担水準は、当該年度の評価額の 70%を上限とする現行の制度を堅持すること。
- ③ 償却資産は、資産課税としての性格を踏まえ、取得価額の 5%を評価額の最低限度とする等、現行制度を堅持すること。
- ④ 家屋の評価方法はその複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- ⑤ 固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収が非常に困難となる事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。

(4) 軽自動車税

軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、標準税率を引き上げること。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるにもかかわらず、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、課税のあり方、標準税率、課税方法等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

(5) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源であることから、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合 1 : 1 を引き続き堅持すること。

(6) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和 61

年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。

(7) 交付金・地方譲与税

- ① ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- ② 基地交付金・調整交付金については、自治体の固有の税源である固定資産税等の代替的性格を有するものであり、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保すること。
- ③ 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等に鑑み、税率を引き上げること。

(8) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(9) 大都市等の事務配分の特例に対応した税財政の充実強化

- ① 政令指定都市については、事務配分の特例により、道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であるので、真の分権型社会の確立のためにも、道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税財政上の措置を設けること。

- ② 政令指定都市の市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の移管に当たっては、退職手当、事務関係経費を含めた所要額全額を税源移譲により措置すること。

また、中核市等への人事権の移譲に当たっても所要額全額を税源移譲により講じること。

併せて、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うこと。

5. 課税・徴収体制等の改善について

地方税に対する住民の理解と信頼を得るとともに、課税・徴収事務の効率化を図

る観点から、税負担の公平を確保しつつ、住民に分かりやすい制度とすること。

(1) 還付加算金の見直し

還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直しを図ること。

特に法人住民税の中間納付額の還付に係る還付加算金については、早急に廃止を含めた見直しを図ること。

(2) 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の改善

公的年金からの個人住民税の特別徴収制度において、受給者の転出等に伴う徴収方法の変更に関して、事務の混乱が生じないよう速やかな徴収事務が可能となる制度の改善を行うこと。

また、日本年金機構から都市自治体へ提供される個人住民税の公的年金に係る特別徴収対象者情報等の提供時期については、6月初めに納税義務者に税額通知をするため、現状より前倒しすること。

(3) 個人道府県民税の徴収取扱費の算定の見直し

個人道府県民税の徴収取扱費の算定について、各市町村が取り組む納税環境の整備や徴収努力が反映された算定となるよう見直すこと。

(4) 税の電子申告の普及啓発について

国、地方を通じて、税の電子申告が積極的に活用されるためには、納税者の理解が不可欠であり、今後、さらに税の電子申告を促進させるため、国においても、普及啓発に努めること。

(5) 課税に係る各種データの電磁的方法による提供等

① 市町村税の賦課、決定に当たっては、所得税の確定申告書に添付される資料等、配当・報酬データ、法務省所管の商業登記データ、軽自動車車両データ等を用いているが、これらのデータは紙で供されており、地方団体の職員が自ら出向いて閲覧し、取得しなければならず、データ処理に多大な労力と費用を費やしている。

課税事務の効率化のため、必要なデータについては、e L T A X の利用をはじめとした電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

② 還付目的の確定申告の場合、e - T a x では源泉徴収票の添付が不要とされていることから、適用控除項目及び控除額等の不明なデータがあり、住民税の賦課事務に支障を来たしているためシステムの改善を行うこと。

③ 国税総合管理システムにおいて、確定申告書第二表のデータ化を早期に講じ

ること。

- ④ 所得税の確定申告データについては、課税事務に支障を来さないよう年度末までに提供するとともに、同一申告者で複数ある申告データについては、最新の申告データが容易に判別できるようシステムの改善等を行うこと。
- ⑤ 提供データや仕様等について都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、システム開発等に係る都市自治体の経費について、必要な財政措置を充実させること。

(6) 税制改正における国等の対応

地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、税制度についての広報活動を充実する必要がある。そのため、国・都道府県・市町村の協力体制を強化すること。

また、社会保障と税に関わる番号制度や給付付き税額控除など新たな制度の導入等に当たっては、円滑に制度の導入・運用がされるよう、都市自治体の意見を十分踏まえるとともに、適宜・適切な情報提供を行うこと

6. 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、固定資産税における現行の負担調整措置に係る地方税法の改正法は、失効により国民生活に多大な影響を及ぼすことから、必ず年度内に成立させること。

7. 東日本大震災関係

東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置については、統一的な基準を示すとともに、その減収額については、全額国費により財政措置を講じること。

地方交付税総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスや道路・橋梁、学校等の改修費用など避けることができない財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引き上げること等により解消を図ること。
また、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。
3. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。
4. 基準財政需要額の算定にあたっては、人口の変動等に配慮するなど、都市自治体の財政需要の実態を反映し、算定費目の拡大、単位費用の引上げ等の見直しを行うこと。
なお、地方再生対策費については、所要額を確保するとともに、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。
5. 地方財政計画や地方交付税の算定において、国家公務員の給与の臨時特例による減額措置を反映させることは厳に行わないこと。
6. 基準財政収入額については、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補てん措置を行うこと。

また、不交付団体においては、税収が減収した場合においても、引続き行政サービスを維持できるよう、適切な財政措置を講じること。

7. 特別交付税については、その割合を段階的に引下げ、普通交付税に移行する際、都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう十分配慮すること。

また、配分に当たっては、各都市自治体の特別な財政需要に十分配慮すること。

8. 東日本大震災関係

復旧・復興に係る経費については、通常の行政経費とは別枠で確保すること。

また、被災団体の財政需要に臨機に対応できるよう、地方交付税の前倒し交付など、引続き適切な措置を講じること。

国庫補助負担金改革に関する提言

国庫補助負担金改革にあたっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方の自由度を高める国庫補助負担金の地域自主戦略交付金化と必要額の確保

市町村向け補助金等の地域自主戦略交付金化の具体の制度設計に当たっては、先行する都道府県の運用状況を踏まえ、国と地方の協議の場等で都市自治体と十分協議し合意形成を図り、次の措置を講じること。

- (1) 総額については、従来の補助金等の総額を縮減することなく事業の執行に支障が生じないように、必要額を十分に確保すること。
- (2) 配分については、継続事業や団体間・年度間の事業費の変動、条件不利地域等に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意すること。
また、交付額については、積算根拠を明らかにし、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に明示すること。
- (3) 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な補助金等や一部事務組合等に対する補助金等は対象外とすること。
- (4) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続等の事務負担の軽減を図ること。
- (5) 地域自主戦略交付金はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。

2. 国庫補助負担金改革の推進

国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化を行い、補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

また、超過負担が生じないように、必要額を確保するとともに、交付申請の事務手続についても簡素合理化を図ること。

3. 補助対象財産処分手続の弾力化

国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の財産処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう負担軽減と一層の弾力化を図ること。

4. 東日本大震災関係

- (1) 東日本大震災の復旧・復興に係る補助金等は、通常の補助金等とは別枠で確保すること。
- (2) 被災自治体への補助金等の交付については、被災自治体の意見を踏まえ、早期交付等により資金需要に臨機に対応するとともに、交付手続の簡素合理化を図ること。

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

2. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金の補償金免除繰上償還の措置がされているが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

また、地方債の償還に対する財政措置の充実及び償還年限の延長を図ること。

3. 地方債協議制度が見直され、財政状況が良好な団体が民間資金債を発行する際には協議が不要の事前届出となったが、地方債の信用力や金融市場に影響することがないように、市場関係者等に対して十分な説明と周知を行い、貸し渋りや地方債金利が上昇することがないように万全を期すこと。

4. 既存の起債充当率を引き上げるとともに、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。

また、人口減少及び行財政改革等により供用廃止となった公共施設の解体工事等について、起債対象事業の拡充を図ること。

5. 臨時財政対策債の制度が存続する間は、不交付団体に対する発行可能額の制限措置を撤廃すること。

6. 宝くじの収益金の使途については、国が定めた事業に限定されているが、地域医療に資する病院再生の取組等、地域の政策課題に機動的に活用できるよう、使途の拡大を検討すること。

7. 東日本大震災関係

被災公共施設に係る公的資金等からの既存債務については、借入金の特例的な償還免除等、負担軽減措置を講じること。

安定的な地方財政運営の確保に関する提言

都市自治体の安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について、積極的な措置を講じられたい。

1. 地方自治体における安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、中期財政フレームを踏まえた地方財政措置を早期に提示し、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。
2. 「財政運営戦略」においては、国と地方のプライマリー・バランスの黒字化を財政健全化目標としているが、その推進にあたっては、これまで国を上回る行財政改革に努めてきた地方の実態を踏まえ、「財政運営戦略」に則り、まず、国が改革に取り組むとともに、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、地方公共団体に負担転嫁しないこと。
3. 国の責任において実施されるべき「子ども手当」などに代表される新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で協議を十分行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。
4. 都道府県事業等における市町村負担金に係る地方債発行額については、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、実質公債費比率及び将来負担比率の算入から除外すること。

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業所及び個室ユニット型老人ホームを利用する低所得者に対し、食費・居住費の一部を補助するなど、負担軽減措置を講じること。
- (4) 難病や認知症の方が必要なサービスを受けることができるよう、支援のあり方を検討すること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、平成23年度までの時限的な施設整備補助制度である「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」について平成24年度以降も継続するとともに、地域の実情を踏まえたものとする。

- (2) 介護保険事業計画に基づき、将来にわたって安定的かつ持続可能な運営

が担保されるよう、いわゆる総量規制を維持すること。

4. 第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

5. 要介護認定について

介護状態が固定化している要介護5等の者の認定有効期間について更に延長し、事務の効率化を図ること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業について、地域において円滑にサービス提供がなされるよう、国による支援措置を講じること。

7. 介護報酬について

- (1) 平成24年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、地域の実情に応じた報酬体系とするとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上等を図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。
- (2) 前回の改定によって措置された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策（介護報酬3%増）」及び平成21年度補正予算における「介護職員処遇改善交付金」に伴う保険料の上昇分については、利用者及び保険者の負担増とならないよう、継続的な措置を講じること。

また、介護職員処遇改善交付金事業については、恒久的な措置とすること。

- (3) 介護報酬については、一定割合が確実に従事者の給与に反映される仕組みを構築するなど、その透明性を確保すること。
- (4) 介護報酬の地域区分の見直しに当たっては、見直しにより特に上乗せ割合が変更となる保険者等においては人材の確保など制度運営に支障が生じることが予想されるため、国において、当該保険者等に対して所要の措

置を講じるとともに、保険者をはじめ介護関係者に十分な説明を行うなど、見直しに対する理解を得たうえで実施すること。

8. 東日本大震災関係等について

- (1) 被災者の介護サービスに係る利用料について、被災者個人に係る保険適用外の自費対応分を必要な期間、公費負担とするなど、引き続き財政的支援を図ること。
- (2) 震災の影響による介護サービス利用者の急激な増加や生計維持者の減収等に伴う第1号被保険者の負担能力の低下による、保険者の保険財政運営への影響を緩和するため、必要な財政措置を講じること。

9. その他

- (1) 介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう都市自治体と十分協議するとともに、十分な準備期間を設け、国民への周知徹底を図ること。
また、次期介護保険事業計画策定のための情報提供を速やかに行うこと。
- (2) 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設が所在する市町村の負担に対する支援措置を講じること。
- (3) 医療依存度の高い要介護者が、必要な介護・医療の両サービスを円滑に受けられるようにすること。
- (4) 「地域支え合い体制づくり事業」について、平成24年度以降も継続すること。

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療制度改革について

- (1) 医療制度改革を実施するに当たっては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、その再編・統合の時期については、早期かつ確実に実現するため、当該施行時期を明確に示すこと。

なお、新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招くことのないよう、都市自治体の意見を尊重するとともに、十分な準備・広報期間を設けること。

- (2) 医療制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について、早期に情報提供すること。

- (3) 国保保険料（税）の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (4) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (5) 特定健康診査・特定保健指導について
- ① 国保に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう保健師の人材確保等に係る財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。
また、事業主健診の結果を保険者へ送付する仕組みなど国保と被用者保険等との円滑な連携の仕組み等を構築すること。
 - ② 特定健康診査等の充実を図るため、検査項目や基準単価等について、実態に即した見直しを行うとともに、都市自治体を実施している総合的な健康づくり事業について、支援策を講じること。
 - ③ 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (6) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。
- (7) 出産育児一時金について、平成 22 年度の国庫負担割合を維持すること。
また、産科医療補償制度について、補償原資の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
- (8) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。
- (9) 国保保険料（税）の統一的な減免制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (10) 特別調整交付金のうち「その他特別の事情がある場合」の交付基準を本来の交付目的に沿ったものとする。
- (11) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料徴収対策を講じること。
- (12) 医療費適正化を推進するため、医療機関等へのジェネリック医薬品の安

全性や有効性の周知・啓発を行うなど、実効ある対策を推進すること。

(13) 精神・結核の保険優先化等に伴う国保財政の負担増について、必要な財政措置を講じること。

(14) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

特に、平成 24 年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。

(2) 健康診査の充実を図るため、検査項目について見直しを行うこと。

4. 東日本大震災関係について

被災した被保険者に係る一部負担金免除及び国保保険料（税）の減免に対する財政支援を平成 24 年度以降も継続して行うとともに、保険者の負担が増加することのないよう、財政措置を講じること。

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子どもに対する手当制度について

(1) 子どもに対する手当の費用負担については、全国一律の現金給付であり、支給に伴う事務費及び人件費を含め、全額国庫負担とすべきであること。

また、年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その用途については、地方の裁量に委ねること。

(2) 平成 24 年度からの所得制限導入に伴う所得制限世帯に対する税財政上の措置については、国の負担により実施すること。

(3) 平成 24 年度以降の恒久的な制度のあり方については、今後、「国と地方の協議の場」等において十分に協議を行ったうえで、都市自治体の意見を尊重し、制度設計を行うこと。

また、新制度へ円滑に移行できるよう、住民への周知やシステム改修等について、国の責任において万全の措置を講じること。

(4) すでに都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることを踏まえ、全国一律の現金給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）とのバランスにも十分配慮すること。

2. 子ども・子育て新システムについて

(1) 子ども・子育て新システムについては、本年 7 月の少子化社会対策会議決定のとおり、①国、地方等の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、②子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方、③国における所管のあり方、④地域の実情に応じた地方の裁量の仕組みのあり方等の検討課題について、都市自治体等と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、成案を取りまとめること。

(2) 子どもに対する手当は、全国一律の現金給付であり、都市自治体の裁量の余地がないことから、子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象から除外すること。

また、保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）については、都市自治体が地域の実情に応じて責任を果たせるよう、最大限使途を弾力化した交付金とすること。

- (3) 国が定める基準については、既に法令で担保されているものを除き、新たなものは「助言」にとどめ、具体的な適用は都市自治体に任せること。
- (4) 子ども・子育て支援給付（仮称）に係る指定については、給付を行う都市自治体はその主体となり、また、こども園（仮称）の認可については、都市自治体の判断によりその主体となり、必要な調整が可能となるよう制度設計を行うこと。
- (5) すべての保育所や幼稚園が総合施設（仮称）に移行するに当たっては、国における所管は一本化すること。

3. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金等について、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

4. 安心こども基金について、平成 24 年度以降も継続し、一層充実した財政措置を講じること。

5. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。

6. 保育対策について

- (1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、一時預かり、病児・病後児保育、事業所内保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

- (3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考慮しつつ、子育て家庭の負担軽減を図ること。
- (4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支

援措置を講じること。

7. 放課後児童対策等について

- (1) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
- (2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児受入れや補助基準の基準開設日数・児童数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。
- (3) 児童の安全確保及び適正規模による児童厚生施設等の運営のため、施設の創設時だけでなく、建替え時等においても児童厚生施設等整備費補助金の補助対象とすること。

8. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和し、一部支給制限措置を見直すとともに、給付費の地方負担に対して、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。

9. 父子家庭についても、「母子及び寡婦福祉貸付金」等の母子家庭支援制度の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図るとともに、所要の財源措置を講じること。

10. 母子家庭自立支援給付金事業について、十分な財政措置を講じること。また、高等技能訓練促進費については、拡充したうえで恒久的な制度とすること。

11. 児童虐待の再発防止の観点から、虐待を行った保護者に更生プログラムを義務付ける法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。

12. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

13. ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。
14. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。
15. 出産育児一時金について、平成 22 年度の国庫負担割合を維持すること。

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

(1) 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。その際、国と地方の協議の場等において十分協議し、都市自治体の意見を尊重すること。

(2) 国の責任において、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する就労自立支援策を講じること。

なお、就労自立支援策については、生活保護制度に優先する雇用・労働施策により充実を図ること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、当面の緊急的な措置として、急激な生活保護世帯の増加によって生じる大幅な地方負担の増加に対して所要の財政措置を講じること。

(4) 地域の実情に即した級地区分の見直しを行うとともに、全国的な整合を図りつつ、夏季加算の創設及び老齢加算の再導入について検討を行うこと。

(5) 精神障害者に対する生活保護費の障害者加算の認定について、身体障害者と同様に、障害基礎年金の受給権を有する場合は、精神障害者福祉手帳又は国民年金証書のいずれかにより行うよう改善すること。

(6) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。

2. 民生委員の担い手の確保と、活動しやすい環境づくりのため、その処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。

また、民生委員・児童委員の定数及び配置についても、地域の実情を踏まえて見直しを行うこと。

3. 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、当該患者が生涯安心して

生活を営むことができるよう、実態に即した支援措置を講じること。

4. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度については、被爆者が高齢化していることにかんがみ、当該制度を早期に見直すとともに、認定に係る審査をより一層速やかに行うよう努めること。

5. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。

6. 東日本大震災関係について

避難者に対する生活保護費については、全額国庫負担とするなど、受入自治体の負担とならないよう財政措置を講じること。

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者自立支援法について

- (1) 新たな障害者制度に移行するまでの間、障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置や制度の見直しを図ること。
また、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 事業者が安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。
- (3) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。
- (4) 精神障害者の地域生活移行を支援するため、日中活動系サービスの体験利用が可能となるよう支援制度の拡充を図ること。
- (5) 障害者に対する虐待の防止について、法の施行を円滑にするために一層の支援措置を講じること。
- (6) 障害者（児）の通勤・通学時「移動」に係る支援について、市町村格差が生じないように、十分な支援措置を講じること。

2. 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見を十分反映し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費も含めて十分な財政措置を講じること。

3. 制度改正に当たっては、事業の円滑な推進を図るためにも、都市自治体と十分協議し、その意見を尊重すること。また、制度改正等に伴う電算システム改修経費等について、十分な財政措置を講じるとともに、速やかな情報提

供を行ったうえで、必要な準備期間を設けること。

4. 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。
5. 都市自治体が実施している重度障害者への医療費助成について、十分な支援措置を講じること。
6. 重症心身障害児(者)通園事業の法定化に伴い支援体制が後退しないよう、受け入れ事業所が安定的に運営できるよう、十分な支援措置を講じること。
7. 発達障害児等の早期発見・早期療育に係る都市自治体の事業について、十分な支援措置を講じること。
8. 障害児通園施設と保育所、幼稚園を併せて利用する場合や複数の児童を療育する場合等について、保護者負担の一層の軽減措置を講じること。
9. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
10. 障害者等が選挙時に円滑な投票を行えるよう、投票所のバリアフリー化などの施設整備について更なる支援措置を講じること。
11. 障害者自立支援法等に基づく福祉施設の整備について、十分な財政措置を講じること。

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、国の主要施策である安心で質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保すること。

- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や医学部における「専門講座」の設置を促進させるとともに、十分な財政措置を講じること。

- (5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を講じること。

- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

- (8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣す

る仕組みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、病院事業債等について、繰り上げ償還等の条件を緩和するなど、地方財政措置の拡充を図ること。

- (2) 自治体病院等の耐震化及び老朽化に伴う建替えや改修等に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

また、病院の再編・統合に要する経費等について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

- (4) 自治体病院の医師及び看護師の定員を一般職とは別枠とするよう、集中改革プランに係る定員管理の適正化計画の見直しを行うこと。

3. 救急医療について

- (1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、軽症患者の時間外受診への対応やかかりつけ医療機関への受診励行等、救急医療従事者の負担を軽減するための対策を講じること。

- (2) 第三次医療機関・救命救急センターについては、適切かつ迅速に救急医療が受けられる高速搬送体制を整備し、地域格差のない救命救急医療体制を充実するとともに、財政措置の拡充を図ること。

4. がん対策について

- (1) がん検診推進事業の対象範囲を拡大するなどがん対策の一層の充実を図るとともに、「がん対策基本計画」における受診率を達成できるよう、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。

- (2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、

国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

- (3) がん医療の均てん化の促進や専門的ながん医療の提供のため、地域がん診療連携拠点病院について、十分な財政措置を講じること。

5. 感染症対策について

- (1) 子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHOが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。

また、任意接種ワクチンを希望する全ての者が接種できるよう、安定供給のための対策を講じること。

- (2) 自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、国において、自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じること。

また、被接種者の負担軽減を図るため、混合ワクチンの開発や同時接種についても検討すること。

- (3) 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。

- (4) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策については、国と地方自治体の役割分担、関係機関による連携の仕組みを構築するとともに、財政負担の明確化を図り、国の責任において万全の措置を講じること。

また、国民や都市自治体に対する情報提供を正確かつ迅速に行うべく、的確な広報・啓発等を実施すること。

- (5) 住民の健康を保持するため、都市自治体の実施している肝炎対策強化推進事業を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (6) ポリオの予防接種ワクチンについて、早急に不活化ワクチンの接種を可能とすること。

- (7) 医学的判断により生後6ヶ月以降1歳に達するまでの期間に行われるBCG接種について、定期接種として位置付けること。

- (8) 平成20年度から5年間の時限措置として実施されている麻しん予防接種について、十分な財政措置を講じること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差

を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、すでに実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

7. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、必要な支援措置を講じること。

また、不育症に係る治療費等についても、必要な支援措置を講じること。

8. 患者家庭の精神的・経済的負担の軽減等、総合的な難病対策を確立するため、特定疾患治療研究事業等における対象疾患の範囲等を拡大するとともに、必要な財政措置を講じること。

9. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。

10. 東日本大震災関係について

(1) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

(2) 被災した公的医療機関等の施設復旧事業に対して交付される医療施設等災害復旧費補助金について、補助率の嵩上げを図るとともに、被災した公的医療機関が復旧するまでの間、地域医療を支えるため、仮設病院の整備について制度を創設し、財政支援措置を講じること。

(3) 三陸沿岸地域を中心に公立病院等をはじめとする医療機関が壊滅的な被害を受け、地域の医療体制が更に弱体化していることから、地域住民の暮らしと生命を守るため、公立病院の早期の復旧支援と十分な財政措置を行うとともに、常勤医師の不在や不足の解消、地域偏在の是正など抜本的な医師確保対策を講じること。

(4) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。

(5) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、

被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。

- (6) 長期的な停電にも対応した在宅医療機器が必要であるため、国において、既存医療機器に接続できるバッテリー等の開発や増産を促進するとともに、医療保険での対応や障害者自立支援法での対応等により、医療機器の利用者に対する給付を推進すること。

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金を含め、その在り方について国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うこと。
2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において一定の救済措置を講じること。
3. 国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないよう適正に交付すること。
4. 国民年金に関する資格の取得及び喪失等に係る職権適用範囲を拡大し、被保険者の届出等を簡素化すること。
5. 年金給付関係事務については、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設の耐震化事業、老朽化した施設の再構築事業等について、採択基準及び資本単価を緩和するとともに、財政措置の拡充等を図ること。

特に、石綿セメント管更新事業を平成 24 年度以降も継続するとともに、財政支援を拡充すること。

また、海底導水管（鋼管フランジ形）更新事業について、老朽管更新事業の補助対象とすること。

2. 上水道への統合を含む簡易水道施設整備事業について、地域の実情に応じた採択要件に見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、統合後の上水道については、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

3. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

4. 東日本大震災について

- (1) 水道施設の震災対策等に対する財政支援として、ライフラインの機能強化及び危機管理対策としての電源二重化に必要な自家発電設備の設置、応急給水に必要な給水車並びに資器材の整備に係る費用を補助対象とすること。

また、水道水の安定供給については、既存の耐震型の貯水槽や基幹施設は今回の災害に効果があったことから、「緊急時給水拠点確保等事業」の補助要件の緩和と補助率の引き上げ措置を講じること。

- (2) 地震災害用の水道施設応急復旧用資器材の備蓄については、一事業体では限度があるとともに、災害時には当該資器材の調達が困難となり、早期の復旧が図れないことから、水道施設応急復旧用資器材の備蓄及び災害における資器材の調達を円滑に行えるよう備蓄対策と制度の確立を図ること。

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を継続・拡充するなど、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
2. 中小企業と若手人材との雇用のミスマッチ解消に資する雇用対策を実施すること。
3. 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業に対する財政措置を講じること。
4. シルバー人材センター事業に対する十分な財政措置を講じること。
5. 雇用促進住宅について
 - (1) 雇用促進住宅は、遅くとも平成 33 年度までにすべての住宅の譲渡・廃止を完了する方針とされているが、世界的な経済金融危機や東日本大震災の影響により我が国の雇用・住宅事情は大きく変動していることから、この方針について、再度、検討すること。
 - (2) 雇用促進住宅の譲渡・売却・廃止に当たっては、都市自治体の意見を十分踏まえること。特に譲渡に当たっては、大規模改修等の経費も考慮した条件となるよう、都市自治体と十分協議すること。
 - (3) 雇用促進住宅を市町村が引き受ける場合には、公営住宅として運営する期間について、弾力的な運用を図ること。
6. 東日本大震災関係について
 - (1) 被災者が安定的で自立した生活を営むことができるよう、被災者の就業先確保に資する雇用創出策を講じるほか、被災者雇用開発助成金や3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金の拡充を図るなど、安定的な雇用維持を可能とする抜本的な雇用対策を講じること。

- (2) 雇用対策に関する各種手続きを簡素化するとともに、間接的な被害により影響を受けている地域においても、一定規模以上の売上が減少している企業については、労働保険の事業主負担減免などの特例措置を講じること。
- (3) 被災地等の緊急雇用創出事業を継続・拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 雇用調整助成金制度について、事業主負担率の見直しを行うなど、制度の活用促進に向けた対策を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 多様な廃棄物に係る低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大を含めた総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。
- (2) 有害性・危険性などの視点から都市自治体による処理が困難な一般廃棄物について、処理過程における安全性が確保されるよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法整備を行うこと。
- (3) 放置された産業廃棄物を早期に撤去するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の延長も含め、撤去等に係る財政措置の拡充等を行うこと。
- (4) 都市自治体が保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に要する費用に対し、財政措置を講じること。
- (5) 都市自治体を実施する不法投棄の監視強化対策に係る財政措置の拡充を図ること。
- (6) 不法投棄等の不適正な処分を防止するため、違法な不用品回収業者に対する取り締まりを強化するための必要な措置を講じること。
- (7) 乾電池や蛍光灯などの有害ごみについて、デポジット制の導入を図ること。
- (8) 適正な回収ルートで集められた古紙のみが製紙原料となるよう、必要な措置を講じること。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、所要額を確実に確保したうえで、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させるとともに、災害廃棄物用ストックヤードの整備事業を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。

また、減額措置を講じることなく、都市自治体の要望額の満額を交付すること。

- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

また、当該施設の設置に関し、地域での紛争を回避するための必要な措置を講じること。

- (3) 廃棄物の最終処分場の確保について、必要な支援策を講じること。

3. 家電リサイクル制度について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」の仕組みに改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

- (2) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や撤去、運搬、処理等を義務付けること。

4. 現在検討されている小型電気電子機器リサイクル制度について

- (1) 当該リサイクル制度の構築に当たっては、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき制度設計を行うこと。

また、都市自治体をはじめ関係者等と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで制度設計を行うこと。

- (2) 費用負担については、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。

- (3) 市民や都市自治体に混乱を生じさせることなく、当該リサイクル制度を円滑に実施するため、国の責任と負担において、周到な事前準備と普及啓発・広報を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。

5. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこ

と。

- (2) 容器包装リサイクルに係る費用について、十分な財政措置を講じるとともに、容器包装の範囲の周知徹底、飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。
- (3) 設計段階から容器包装等の軽量化・分別・リサイクルに配慮した仕様等を事業者には義務付けるとともに、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品についても再資源化に向けた検討を行うこと。
- (4) プラスチック製容器包装の再商品化手法について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。

6. 東日本大震災関係について

- (1) 復旧の妨げとなっている災害廃棄物の迅速な処理を推進するため、災害等廃棄物処理事業に係る費用の全額を国が負担すること。
- (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金の交付対象とされている損壊家屋等の解体処理事業について、解体工事の対象となる家屋等の認定基準を明確化するとともに、事務の簡素化を図ること。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化防止対策として、環境税の創設や温室効果ガスの国内排出量取引制度の実施等による誘導・規制措置を講じるとともに、新エネルギーの導入、省エネルギーや環境にやさしい交通機関の普及・促進等総合的な対策について、財政措置を含め、支援体制を強化すること。

また、中長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、自治体が協力して取り組みを進められるよう、国と自治体の役割を明確にし、具体的で実現可能な工程を早急に示すとともに、国として先導的な役割を果たすこと。

2. アスベスト対策について

(1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるすべての住民を対象に、継続的な健診体制等を整備するとともに、その実態を解明し、結果の公表を行うこと。

(2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な財政措置等を講じること。

(3) アスベスト対策に係る環境基準を設定するとともに、大気中のアスベスト濃度について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。

また、トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路・使用実態等の情報提供を適切に行うこと。

3. 浄化槽設置整備事業について、補助対象範囲の拡大及び財政措置の拡充を図ること。

また、合併処理浄化槽の普及促進に向け、財政措置の拡充を含め、支援措置を充実すること。

4. 地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

5. 国立公園については、関係自治体と連携しながら、国の責任において適切

な管理・保全を行うとともに、山岳トイレ等の整備に対し、十分な財政措置を講じること。

6. 都市自治体を実施する特定外来生物の駆除事業等について、更なる支援措置を講じること。

7. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。
特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
2. 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業について、地域の実態を踏まえ、特例的な財政措置を更に延長すること。
3. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。
4. 国有の学校用地については、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 小中学校の統廃合等に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
7. 社会教育施設等の耐震化事業等について、公立小中学校施設並みの財政措置を講じること。

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭、食育を推進するための学校栄養教諭及び教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 帰国、入国児童生徒が在籍する学校への教職員配置等の充実を図ること。
また、帰国・外国人児童生徒受入促進事業及び定住外国人の子どもの就学支援事業を継続して実施すること。
- (4) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (5) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (6) 小学校外国語活動の円滑な実施のため、地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置を講じること。
- (7) 生徒指導上の問題に対応するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職員に係る各種補助事業を統合し、学校の状況に応じ

た的確な配置を可能とすること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の見直しを行うこと。
- (3) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (4) 高等学校において、自立や社会参加に向けた教育を受けることができるよう、関係法令等を整備したうえで、高等学校における特別支援教育の推進を図ること。

4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うこと。

5. 幼稚園・小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の支援措置を講じること。

6. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。

7. 要保護・準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費については、教育の機会均等の観点から、十分な財政措置を講じること。

8. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。

9. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。

10. 幼保一体化の制度設計に当たっては、地域の実情に応じた施策を実施できるようにするとともに、都市自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
また、幼保一体化の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
11. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置を講じること。
12. 全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力向上に役立てるため、国において、同一条件による悉皆調査として実施すること。
13. 公立高等学校の授業料無償化について、超過負担が生じないよう授業料収入相当額を全額国庫負担とすること。
14. 国民体育大会開催に伴う経費について、適切な財政措置を講じること。
15. 教員免許更新制度について、制度の周知徹底を図るとともに、受講機会の拡大のため必要な措置を講じること。
16. 学校支援地域本部事業を継続して実施すること。
17. 地方文化の振興を図るため、文化財等の保存・活用・調査等について、財政措置の拡充を図ること。
18. 東日本大震災関係について
被災した指定文化財等の復旧、修理について、所有者の負担を軽減するなどの財政措置を講じること。

円高・デフレへの総合的な経済対策と地域経済の活性化 に関する提言

円高への総合的対応策の実施、デフレからの脱却及び地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 歴史的な円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、デフレからの脱却を図り、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援、税制上の優遇措置などの地域経済産業対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策を講じること。

また、国は、成長産業への支援の充実、地域の実情を踏まえ、きめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じるとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 中小企業等対策

- (1) 中小企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するため、中小企業等に対する資金繰り支援や税制上の優遇措置の拡充等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業についても、支援措置を講じるなど、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

特に、平成 23 年度末に期限切れとなる軽油引取税課税免除措置を延長すること。

- (2) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。

3. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、更には生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成等や企業誘致に対する財政措置の充実強化を図るとともに、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 平成 24 年度末に期限切れとなる「離島振興法」について延長するとともに、抜本的な法改正を行うこと。特に、国家の重要課題である海域や海洋資源の確保・管

理、海洋環境の保全などの役割を踏まえ、島民が安心して住み続けることができる生活環境を整備するため、国の役割を一層強化するとともに、外海離島や内海離島のそれぞれの島の実情に応じた各種施策を国・県・市町村のそれぞれの明確な役割のもとで展開すること。

また、離島における生活交通や産業振興に不可欠な離島航路を維持するため、現行の支援制度を地域の特性及び実情に配慮した制度に見直すこと。

さらに、海外資本による離島の土地買収を規制するための法整備や水源保全の強化等を図ること。

5. 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

6. 省エネルギーの促進・再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進

(1) 地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策の両面から、省エネルギーの普及促進、再生可能エネルギーの開発及び導入等の総合的な対策について、更なる財政支援措置を講じること。

(2) 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギー導入を積極的に推進するため、発電設備の設置に対する財政支援措置の拡充を図るとともに、採算性が確保できる買取単価の設定を行うこと。

(3) 地球温暖化対策と大気汚染防止に有効である電気自動車の普及促進を図るため、電気自動車の購入や急速充電器の設置に対する更なる支援措置を講じること。

(4) 小水力発電の普及促進を図るため、小水力発電施設設置における関連法令の整備や手続きの簡素化等の規制緩和を行うこと。

7. 地域再生基盤強化交付金について、地域再生計画事業の完了まで必要な財政措置を講じること。

また、地域活性化が見込まれると判断できる事業については、地域が目線に立ったきめ細やかな事業等に活用できるよう交付金等による財政措置を講じること。

8. 総合特区制度について積極的な推進を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
9. P F I 制度に基づく国庫補助事業の採択実績を増やすとともに、補助対象の拡大、財政支援の拡充やP F I 制度を導入しやすい環境の整備を図ること。
10. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。
11. 持続可能な地域振興を目的としたジオパークに対し、地質遺産の保全及び拠点整備、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた支援など、必要な財政支援措置を講じること。
12. 東日本大震災関係
 - (1) 被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りは予断を許さない状況であることから、経営の安定に支障が生じることがないように、「東日本大震災復興特別貸付」、「東日本大震災復興緊急保証」や「セーフティネット保証」等の各種保証制度や融資制度等の金融支援措置の充実、「中小企業金融円滑化法」の期限延長、税制上の優遇措置の拡充等、引き続き地域の実態を踏まえた総合的な中小企業対策を実施すること。

また、「産業復興機構」及び「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」の設立・運営に関しては、運用条件の緩和を図るなど、活用しやすい制度とすること。

さらに、被災地等における雇用の創出を図るため、被災者や避難者の雇い入れを行った事業者に対する支援措置の充実を図ること。
 - (2) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の補助要件の緩和や予算枠の拡大など支援措置の充実を図ること。特に、「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）」については、事業費の増額及び当該制度の継続的实施を行うこと。
 - (3) 亜炭鉱採掘跡に位置する住宅敷地、農地等で新たな陥没被害が多数発生していることから、陥没被害の緊急保全対策に係る財政支援措置を講じるとともに、災

害復旧工事に必要な特定鉦害復旧事業基金の積み増しなどの財政支援措置を講
じること。

- (4) 燃料備蓄基地から災害時に迅速に備蓄燃料を供給するよう石油の備蓄の確保等
に関する法律等の関係法令の整備を行うこと。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりの実現のため、都市自治体が自主的・主体的な取組を行えるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。
また、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策について、適切な財政措置を講じること。
2. 土地区画整理事業等について、採択要件の緩和、必要な財源の確保及び税制上の優遇措置を講じること。
3. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を講じること。
4. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、地域の実情にあった財政支援措置を講じるとともに、採択基準の緩和を図ること。
5. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に推進すること。
6. 山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、自治体が良質な建設発生土を確保できるよう、適切な措置を講じること。
7. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。
8. 東日本大震災関係
被災地の復旧と再建に向けた土地区画整理事業については、制度の補助拡大や補助率のかさ上げなど、引き続き、特例措置を講じること。

下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の計画的な整備促進

- (1) 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、老朽化する管きょ等下水道施設の改築・更新の促進が図られるよう、必要な財政措置等を講じること。
- (2) 平成 25 年度末に期限切れとなる合流式下水道改善事業は、事業の進捗状況等を踏まえ、その期限延長等柔軟に対応すること。
- (3) 流域下水道事業について、市町村合併により単一の市町村となった後に新たな財政負担が生じないよう措置すること。

2. 局地的大雨や都市化の進展に伴う内水氾濫等災害の防止・軽減を図るため、浸水対策、安全対策について十分な予算を確保すること。

3. 国庫補助金等の交付を受けて取得した下水道未利用地の利活用を図るため、市単独費で取得した用地との交換や国費の返還なしに用途変更等が可能となるよう包括承認制度の要件を緩和すること。

4. 東日本大震災関係

- (1) 被災した下水道の再整備や地盤沈下に伴う雨水排水対策として行う排水機場の増設等に対する財政措置の充実を図ること。
また、被災した汚水処理施設において暫定処理により増加する費用に対する財政措置を図ること。
- (2) 公共土木施設災害復旧事業における都市自治体や下水道利用者の負担軽減を図るため、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合の移転復旧も土木施設災害復旧事業とするなど、原形復旧の原則に捉われない柔軟な運用を図ること。
また、下水道施設の災害査定については、地域の実情に配慮し実施すること。
- (3) 地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の更なる延長や資本費平準化債制度の拡充など、下水道事業における資金不足対策を講じること。

(4) 平成 25 年度末を期限とする合流式下水道改善事業は、被災市における事業が大幅に遅れることが想定されるので、その期限を延長すること。

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤を構築するため、必要な公共事業予算を十分確保すること。
2. 社会資本整備総合交付金の充実
 - (1) 社会資本整備総合交付金については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。
また、同交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。
 - (2) 同交付金の一部は地域自主戦略交付金に移行されたが、今後の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分踏まえ、同制度の明確化を図ること。
 - (3) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
3. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
4. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、地方の負担増とならないよう、引き続き安定的に確保すること。
5. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、公契約法に関する基本的方針等を策定すること。
6. 東日本大震災関係
 - 東日本大震災における国直轄災害復旧事業費に係る地方負担金については、その負担を免除すること。

都市公園等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業等に対し、十分な財政措置を講じること。
2. 都市における緑地保全を図るため、歴史的風土特別保存地区の指定や当該地区の緑地の維持管理について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。
3. 都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度等、土地所有者の負担軽減制度の見直しを行うとともに、自治体が行う買取りに対する支援措置を講じるなど、保存樹林地等の保全策を積極的に推進すること。
4. 地域における歴史的景観や歴史的風致を維持するための支援制度の充実を図ること。
また、重要伝統的建造物群保存地区を目指した啓発活動や住民団体等のまちづくり活動等に対する支援措置を講じること。

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 平成 23 年度末で期限切れとなる豪雪地帯対策特別措置法第 14 条及び第 15 条の期限延長を図ること。
2. 積雪時の除雪に係る支援制度の推進
 - (1) 雪寒地帯における市町村道の除雪費に対し、安定的な財政措置を講じること。
 - (2) 冬期間における主要幹線道路の確保のため、除雪機械や消融雪設備の整備促進を図るなど、確実な除雪体制を確立すること。
 - (3) 地域の実情を踏まえ、豪雪地帯における高齢者等要援護者世帯の除雪に対する支援制度を創設すること。
3. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。
4. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対する財政支援を図ること。

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方の計画的な道路整備のための財源確保

- (1) 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
- (2) 地方の財政負担軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保

- (1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークの形成や大規模災害時における代替性を考慮した円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
- (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本の見直し区間の整備に着手すること。また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
- (3) インターチェンジ及びアクセス道路の整備促進等を図ること。
- (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
- (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。

3. 事業評価の実施に当たっては、交通量を基準とする評価手法だけではなく、救急医療、地域活性化、安全・安心の確保など地域にもたらす様々な効果を総合的に評価する仕組みを導入すること。

4. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。特に、緊急輸送路等に架かる重要な橋梁の耐震化については、全額国の負担において行うこと。

5. 道路整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

6. 道路占用許可条件について、上下水道管等道路占用物件の移設・撤去に係る費用を負担する場合の合理的かつ明確な基準を設けること。

7. 東日本大震災関係

被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路について、重点的な整備促進を図り、早期の全線開通を目指すこと。

運輸・交通施策の推進に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線とその関連施設の建設費に対する沿線自治体の負担を軽減するよう、幅広い観点での建設財源を確保すること。

2. 整備新幹線の並行在来線

並行在来線のJRからの経営分離後も、安定的な経営を維持できるよう、事業運営に対する財政支援措置を講じること。

3. リニア実験線の早期完成を目指すとともに、完成後の実用化確認試験を着実に実施し、リニア中央新幹線の早期実現に向けて、関係自治体との調整や財政措置など適切な措置を講じること。

4. 鉄軌道の整備促進等

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT、フリーゲージトレイン等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 都市高速鉄道の早期建設及び路線延長や観光地間の公共交通網の整備など軌道系交通網の整備に対する補助適用及び補助制度の拡充を図ること。

5. 地方航空路線の維持等

- (1) 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
- (2) 地方空港における就航便を確保するとともに、国際線の受け入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。

6. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るため、駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政支援措置を講じること。

7. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。
また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

8. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制を強化するとともに法令及びルールの周知徹底を図ること。

9. 海上保安対策及び放置船等対策
 - (1) 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。
 - (2) 船舶等の放置による漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されることから、監視・罰則を強化すること。
 - (3) 船舶の変更登録及び末梢登録等の申請時における状況確認を確実に行うとともに、地方自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。
 - (4) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、十分な財政支援の拡充を図ること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び財政支援措置を拡充すること。

2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度の拡充を図ること。

3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等に対する安定的な維持のため、恒久的な財政支援措置を講じるとともに、地域の実情に応じた補助要件の緩和を図ること。

4. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路の確保のため、離島航路整備施策の充実を図るとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援措置を講じること。

5. 地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援の充実強化を図ること。

6. 地域住民の移動手段を確保するため、デマンド交通など独自の地域交通システムが容易に導入できるよう、関係法令の見直しや財政支援を行うこと。

7. 子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して自転車を利用するために必要な、自転車専用道の整備など、自転車活用支援策の充実を図ること。

8. 東日本大震災関係

被災した鉄道路線の早期復旧に向け、既存の補助制度の更なる拡充を図るとともに、被災した鉄道の運行主体に対し、全面的な財政支援措置を講じること。

港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
2. 総合的な防災・減災対策の強化・促進
 - (1) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

特に、多重防護による津波防災地域づくりを推進するための法律を早期に制定し、必要な対策を講じること。
 - (2) 海陸にわたる防災拠点として港の機能強化を推進するとともに、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
 - (3) 防波堤・防潮壁などの防災施設の機能強化を図るため、事業制度の拡充を含め必要な措置を講じること。
 - (4) 津波などの波浪の観測体制を強化すること。
 - (5) 臨海工業地域にある事業所が行う防災対策の評価及び防災対策の強化に対する支援制度を創設すること。
3. 東日本大震災を踏まえ、太平洋側港湾の代替機能の確保により災害に強い物流ネットワークを構築するとともに、防災拠点機能の確保を図るため、日本海側拠点港の形成を早急に推進すること。
4. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
5. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。

6. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。

7. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を図ること。

8. 漂着・漂流ごみ対策

(1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成24年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。

(2) 海岸漂着物処理推進法による処理責任の明確化等の趣旨に対応した措置を講じること。

(3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。

また、先に採択した三カ国共同行動計画を確実に実効あるものにする。

9. 東日本大震災関係

(1) 湾口防波堤等の国有港湾施設、海岸保全施設（堤防・胸壁・水門・陸閘等）等の迅速な復旧・整備促進を図ること。

また、整備に当たっては、港湾内の水環境の保全に十分配慮した構造とすること。

(2) 防潮堤、岸壁及び野積場等の港湾施設の復旧・復興のために必要となる費用については、被災自治体の負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。

(3) 民間企業が所有する港湾施設、港湾荷役機械及び港湾関連施設など、海上物流を支える施設の復旧及び港湾背後地に立地する港湾関連業者に対し、十分な支援措置を講じること。

(4) 震災に伴う漂流・漂着物の処理等、地方自治体の対応が必要となる事態に対しては、その全額を国庫負担とすること。

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 気候変動等で多発している大規模水害や、局地的大雨等による河川の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制の充実強化を図るとともに、治水設備の整備・改修やハザードマップの作成、堆積土砂及び葦の除去など災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

また、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業や、準用河川の改修事業等の着実な推進が行えるよう、財政措置の拡充を図ること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、急傾斜地崩落危険箇所の再調査等、早期の防災対策を実施するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置の更なる拡充強化を図り、住民の安全確保のため、情報伝達システムの構築や避難警報装置及び防災設備の整備に対する財政措置を講じること。

3. 水資源の長期的かつ安定的な確保

- (1) 水利権については、水需要に合わせた水利使用調整など弾力的な運用を図ること。
- (2) 水源涵養地を脅かす外国資本による国内の土地買収を規制するための法令整備を行うこと。

4. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

5. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安心、安全が確保されるよう十分な治水対策を講じること。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

6. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。
7. 専任水防団員の業務は、水防法で限定されているが、それ以外の救助に関する業務及び地震、風害等の災害の予防、警戒、防御等に関する業務などを明確に位置付けること。
8. 東日本大震災関係
 - (1) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業については、補助対象や、採択要件を拡大するとともに、全額を国において負担し、更に事業費枠の廃止等の特例措置を講じること。
 - (2) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、面積・戸数等の採択要件を撤廃するなど補助対象を拡大するとともに、全額を国において負担する等の特例措置を講じること。
 - (3) 河川等の迅速な復旧、整備を図ること。

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅新築資金等貸付事業への支援

(1) 住宅新築資金等貸付助成事業については、補助基準の緩和措置及び補助対象の拡充を図るとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努め、適切な措置を講じること。

(2) 住宅新築資金等貸付事業における償還業務については、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令の整備を図ること。

2. 指定確認検査機関制度については、改正の効果や問題点を適切に把握するとともに、更なる制度改正等の必要性について検証すること。なお、その際、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう特に留意すること。

3. 敷地を分割して2棟目の住宅を新築する場合に、既存の合併浄化槽を活用できるよう、建築基準法（施行令）の基準を緩和すること。

4. 住宅及び建築物の耐震化・長寿命化

(1) 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震化に係る補助率の引き上げ、要件の緩和等の財政措置を拡充すること。

(2) 市営住宅をはじめとする公共施設の長寿命化を推進すること。

5. 管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を行うとともに、その費用について財政措置を講じること。

6. 東日本大震災関係

(1) 小規模住宅地区改良事業については、採択要件を緩和する等補助対象の拡大及び補助率の引き上げ等の特例措置を講じること。

(2) 東日本大震災のみならず、頻発する大規模災害によって被災した宅地の復旧に対して、復旧工事に要する経費の一部を補助する等の負担軽減策を講じること。

観光に関する提言

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 外国人観光客の受入など、都市自治体が行う観光振興策に対して、総合的な支援措置を講じること。
2. 地域振興や雇用促進に資する宿泊施設などの観光関連施設等に対する支援措置を講じること。
3. 東日本大震災関係
 - (1) 被災した観光施設等の復旧・復興を速やかに進めるための財政支援措置を講じるとともに、継続的な観光キャンペーン等の観光優遇策を講じること。
 - (2) 地震被害及び原発事故に起因する国内外における風評被害を払拭し、外国人観光客に対する安全性の発信や積極的な誘致活動等を進めるなど、継続的かつ多彩な訪日観光振興策の促進に向けた支援措置を拡充すること。

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

- (1) 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加のあり方に関しては、国内の農林漁業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林漁業の将来にわたる確立と振興などが損なわれないよう十分配慮するとともに、医療・社会福祉、金融・保険、政府調達等の我が国のあらゆる産業分野、更には地域経済にも多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対し、詳細な情報を開示し、十分な議論を尽くし、国民的な合意を得た上で、慎重に対応すること。

併せて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、農林漁業の再生のための安定財源の確保策や消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度改革等の具体的な方策は今後検討することとされていることから、実効性のある対策を早期に明らかにするとともに、農林水産関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農林漁業を確立すること。

- (2) WTO農業交渉に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。
- (3) 経済連携協定（E P A）や自由貿易協定（F T A）交渉等においては、国内の農林漁業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

2. 農業者戸別所得補償制度の推進

- (1) 農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。

また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じること。

- (2) 制度の円滑な運用を図るため、農業者に対する説明や広報活動を充実させると

ともに、都市自治体の事務負担を軽減すること。

(3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

(5) 平成 24 年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討するとされているが、見直しの検討に当たっては制度の多角的な検証を十分に行うとともに、関係者からの意見を踏まえて行うこと。

また、制度の見直しは、作付計画を立案する前までに行うとともに、農業者に対する周知・広報の徹底を図ること。

3. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保すること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策の充実強化を図ること。

(3) 被災した農地・農業用施設等を適切かつ速やかに復旧するため、財政措置の拡充や離島における農地の復旧限度額の引上げ等を図ること。

4. 家畜伝染病対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化

(1) 家畜伝染病の発生により、風評被害を含めた損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。

また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置を講じること。

- (2) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。
- (3) 畜産農家の施設整備や家畜導入等に係る支援措置を拡充すること。

5. 鳥獣被害防止対策の推進

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害緊急総合対策を平成 24 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。
また、地域の実情に応じた補助対象及び配分基準等の見直しを行うとともに、財政支援の拡充を図ること。
- (2) 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、根本的かつ効果的な対策を講じること。
また、住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令等の見直しを行うこと。
さらに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

6. 食の安全・安心確保対策

- (1) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化や風評被害防止に関する万全の対策を講じるとともに、地方自治体等が独自で実施する防疫対応への財政措置を講じること。
- (2) 消費者の信頼確保を図るため、牛海綿状脳症（BSE）対策に関するリスクコミュニケーションを十分図る等、食の安全・消費者の信頼確保対策を推進すること。

7. 地産地消の推進

- (1) 学校給食等における地産地消の推進や6次産業化に向けた財政支援措置の一層の拡充を図ること。
- (2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による農産物直売所、地域食材供給施設等の整備を推進するため、既に市街地を形成している地域も含めるよう農山漁

村活性化法の見直しを行うこと。

8. 国産農産物の価格安定対策を強化するとともに、生産・流通コスト低減のための取組に対する支援等を推進し、経営環境の変化に対応した生産者の経営安定と所得の向上を図ること。

(1) 農業経営の安定と食料・農業・農村施策の総合的な推進を図るため、農林漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、農業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

(2) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持すること。

(3) 地域特産物を取り巻く消費・価格低迷等の厳しい環境に対して、経営安定、生産基盤強化、消費拡大等の総合的な振興策及び財政支援の充実強化を図ること。

また、我が国の多様な気候風土に対応した新品種・新技術の研究開発の一層の充実強化を図ること。

9. 農業統計データの整備

農業産出額のデータ公表は、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

10. 中山間地域等をはじめとする農山村の活性化

(1) 中山間地域等直接支払制度については、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化するとともに、農商工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じること。

なお、農業・水保全管理支払交付金及び環境保全型農業直接支払制度については、平成 24 年度以降も継続するとともに、制度の更なる充実・強化及び必要な予算の確保を図ること。

(2) 耕作放棄地等の解消に向けた再生・利用の取組に対する支援を充実すること。

(3) 次世代へ継承すべき重要な農法や生物多様性等を有する「世界重要農業遺産」に対する助成制度を創設すること。

11. 都市農業振興施策の充実

(1) 都市と農地・農業との調和を図り、都市農業が有する多面的機能を強化するため、地域の実情を踏まえた農地等の確保・保全対策を講じるとともに、都市農業の振興施策を拡充すること。

(2) 都市農地を適切に保全するために、市街化区域内の農地に関する固定資産税の特例及び農地の有効利用を促進する貸付における相続税等の納税猶予等、税制上の措置の拡充を図ること。

12. 農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、農用地の確保に配慮したうえで、地域の実情を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう地方の裁量の拡大や運用基準の緩和を図ること。

13. 生産者による過剰作付及び消費者の食生活の多様化、人口減少・少子高齢化など引き続く需要減による米価下落に対応するための措置を講じること。また、食料自給率向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

14. 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置の充実を図ること。

また、農作業機械の更新及び施設等の維持に係る財政支援措置を講じること。

15. 再生可能エネルギーとしてバイオマス利活用の推進・普及を図るため、財政措置を拡充すること。

16. 東日本大震災関係

被災した農地及び農業用施設の復旧並びに除塩事業について、全額を国費で負担するなど農地・農業用施設及び農業機械等の早期復旧に向けた支援措置を講じること。

また、東日本大震災農業生産対策交付金における交付率の引上げ及び実施期間の延長等を図ること。

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。

また、森林整備加速化・林業再生事業を平成 24 年度以降も継続すること。

- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 森林の整備・保全に当たっては、必要な財源を確保し間伐や路網整備等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を講じること。

また、病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。

- (4) 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置の拡充を図るとともに、森林環境教育の推進を図ること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、木材価格の安定対策を講じること。

- (5) 海外資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。
- (6) 林業の経営安定や林野施策の総合的な推進を図るため、農林漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに林業用輸入 A 重油に係る石油石炭税の免税措置及び林業用国産 A 重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、林業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

2. 鳥獣被害防止対策の推進

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害緊急総合対策を平成 24 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

また、地域の実情に応じた補助対象及び配分基準等の見直しを行うとともに、

財政支援の拡充を図ること。

- (2) 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、根本的かつ効果的な対策を講じること。

また、住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令等の見直しを行うこと。

さらに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。

また、水産業の経営安定や水産施策の総合的な推進を図るため、漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、漁業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

2. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を強化すること。

また、密漁・違反操業に関する取締りの強化及び監視活動に対する財政支援の拡充を図るとともに、漁業調整の円滑な推進を図るため、漁業者間の相互理解や協議を促進すること。

さらに、関係各国との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた国際的な水産資源保護対策を早急に講じること。

3. トドやアザラシ等の海獣により増大する漁業被害について、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填等、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

4. 間伐材残存型漁礁は、水産業の振興のみならず、森林保全及び循環型社会の形成にも貢献することから、木材利用を促進する増殖技術開発のための財政支援を拡充すること。

5. 水産業の体質強化を図るため、もうかる漁業創設支援事業について、平成24年度以降も継続するとともに、制度の拡充を図ること。

6. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場の拡大を図ること。

7. 離島地域における漁業者の所得向上を図るため、水産物の島外輸送コストの軽減対策として新たな交付金を創設すること。

8. 東日本大震災関係

東日本大震災による被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災地域の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、補助金の一括交付金化を図る等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。

地方消費者行政の推進に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、情報ネットワークの整備や一元的な体制整備、消費生活相談を担う人材の育成などに対する必要な財政措置を継続すること。

また、地方消費者行政活性化事業については、平成 25 年度以降も継続すること。

2. 消費者の商品選択肢の拡大や信頼度の向上を図るため、輸入果汁の原料原産地表示を義務付けること。

3. 消費者が生食用生鮮食品を安心して消費できるよう、生食用牛レバーなどの内臓肉や鶏肉などの取扱いについて、早急に規格基準及び表示基準の策定を行うこと。